



出生にともなう手続

出生

出生にともなう主な手続のご案内です。住所が郡山市以外の方は住所地へお問合せください。
(その他手続に関することや、詳しい内容については担当課へお問合せください)



詳しくは郡山市ウェブサイトへ

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口			
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービス センター
共通	☐ 出生届 ※生まれた日を含めて14日以内に届出	☐ 出生届（出生証明書付） ☐ 母子健康手帳	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	● (預かり)
※1「△」は、出生届が受理済みの方は手続できます。						
こども	☐ マイナンバーカード申請	(出生届提出と同時申請の場合) ☐ 出生届（出生証明書付・個人番号カード 交付申請書欄付） ☐ 母子健康手帳 ※出生届に交付申請書欄がない場合、別途 交付申請書の記入が必要です ※出生届と同時申請の場合は、本人の同行 は不要です ※出生届の届出人欄は、父母（法定代理 人）であることが必要です ※出生届提出後に申請する場合は、担当課 へお問合せください	マイナンバー活用課 マイナンバー カードセンター (西庁舎1階) 0570-666-252	○	○	● (預かり)
	☐ ウェルカム赤ちゃん記念品	☐ 母子健康手帳(出生届出済証明を受けた もの) ※こども総務企画課では出生届出済証明 は受けられません ※記念品がなくなり次第、終了します	こども総務企画課 (西庁舎3階) 024-924-3801	○	○	△ ※1
	☐ 児童手当 ※生まれた日の翌日から数えて 15日以内に届出	●認定または増額の手続をしてください ☐ 請求者(保護者)の健康保険証または資 格確認書等 ☐ 請求者(保護者)名義の預金通帳 ☐ 請求者(保護者)と配偶者のマイナン バーが確認できるもの ☐ 本人確認書類 ※増額の場合、通帳は必要ありません ※公務員の方は職場で手続をしてください	子育て給付課 給付係 (ニコニコこども館2階) 024-924-2411	○	○	● (出生届時 のみ 預かり)
	☐ こども医療費助成 ※18歳に達する日以降の最初の3月 31日までが対象	●登録の手続をしてください ☐ こどもの健康保険証または資格確認書 等 ☐ 保護者(保険の扶養者)名義の預金通帳 ☐ 保護者のマイナンバーが確認できるも の ☐ 本人確認書類		○	○ (即日交付 不可)	● (預かり 即日交付 不可)
	☐ 乳幼児健診、予防接種	生後1か月頃に予防接種予診票と健診票 (すくすくセット)をご自宅に郵送しま す。 ※手続不要です	(健診) こども家庭課 母子保健係 (ニコニコこども館3階) 024-924-3691 (訪問) こども家庭課 母子支援係 (ニコニコこども館3階) 024-924-3691 (予防接種) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163			
	☐ こんにちは赤ちゃん訪問	●担当課へお問合せください ※手続不要です				
	☐ 児童扶養手当	●担当課へお問合せください				
	☐ ひとり親家庭医療費助成	●担当課へお問合せください				
	☐ ファミたんカード ※18歳に達する日以降の最初の3月 31日までが対象	●カード交付申請の手続をしてください ※こども1人につき1枚です	子育て給付課 子育て事業係 (ニコニコこども館2階) 024-924-2525	○	○	○

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービス センター
外国 人	外国籍の子どもを出産した方は、地方出入国在留管理局で在留資格を取得してください。 詳しくは右記にお問合せください。 ※特別永住者との間に生まれた子どもの特別永住許可申請は市民課となります。		仙台出入国在留管理局郡山出張所 024-962-7221 〒963-8035 郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎1階				
国 保	☐ 国民健康保険 (こどもの資格確認書がほしい方)	●加入の手続をしてください ☐ 写真付公的本人確認書類 ☐ マイナンバーが確認できるもの		○	△※1 10～ 19時	△※1 10～ 19時	○
	☐ 国民健康保険税の産前産後 期間免除 ※令和5年11月1日以降出産された方	●国民健康保険の被保険者の方が対象となります ☐ 来庁者の身分証明書 ☐ 母子手帳 ☐ マイナンバーのわかるもの ※対象者と子が別世帯の場合は親子関係がわかる書類		○	×	×	×
	☐ 国民健康保険出産育児 一時金 (郡山市国民健康保険に加入している方のみ)	●担当課へお問合せください		○	○	○	○
年 金	☐ 国民年金保険料の産前産後 期間免除 ※平成31年2月1日以降出産された方	●国民年金1号の方のみ対象となります ☐ 来庁者の身分証明書 ☐ 母子手帳 ☐ 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など） ☐ 委任状（来庁者と対象者が別住所の場合） ※対象者と子が別世帯の場合は親子関係がわかる書類		○	×	×	×
住 宅	☐ 市営住宅	●郡山市営住宅管理センターへ お問合せください	郡山市営住宅管理センター (本庁舎3階) 024-924-7100				